

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年2月14日
事業者の氏名又は名称	有限会社日章ハイヤー(法人番号9490002011938)(代表者 野村和史)
事業者の所在地	高知県南国市立田593-2
営業所の名称	立田営業所
営業所の所在地	高知県南国市立田593-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>平成30年10月30日、労働局と合同で監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項)  (2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)  (3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)  (4)乗務員台帳の作成が確実になされていなかったこと(運輸規則第37条第1項)  (5)乗務員台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)  (6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)  (7)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(運輸規則第38条第2項)  (8)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年2月20日
事業者の氏名又は名称	香川県交通株式会社(法人番号7470001000929)(代表者 大賀正三)
事業者の所在地	香川県高松市天神前6-32
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市天神前6-32
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成31年1月24日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年2月20日
事業者の氏名又は名称	香川県交通株式会社(法人番号7470001000929)(代表者 大賀正三)
事業者の所在地	香川県高松市天神前6-32
営業所の名称	香西営業所
営業所の所在地	香川県高松市香西東町553-7
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>平成31年1月24日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p> <p>(2)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(運輸規則第38条第2項)</p> <p>(3)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年2月20日
事業者の氏名又は名称	香川県交通株式会社(法人番号7470001000929)(代表者 大賀正三)
事業者の所在地	香川県高松市天神前6-32
営業所の名称	南営業所
営業所の所在地	香川県高松市田村町995-7
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成31年1月24日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者(1車1人制)の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年2月20日
事業者の氏名又は名称	中央交通株式会社(法人番号3470001002771)(代表者 高尾政照)
事業者の所在地	香川県高松市錦町1丁目6-16
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市錦町1丁目6-16
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	平成31年2月5日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。